(目的)

第1条 この要綱は、<u>相模原商工会議所青年部(以下「相模原YEG」という。)キャラクター着ぐるみ</u>「てるて姫」(以下「てるて姫」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用基準)

- 第2条 「てるて姫」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、必要な申請を経て使用することができる。
 - (1) 相模原 YEG 及び相模原商工会議所の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
 - (4) 反社会的勢力、又は反社会的勢力と関係があると認められるとき。
 - (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
 - (6) その他相模原 YEG 会長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

- 第3条 「てるて姫」を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「てるて姫」使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を使用予定日から遡って30日以上前に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 相模原 YEG 会長が認めるとき。

(使用承認等)

- 第4条 相模原 YEG 会長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を会議にて審査し、使用を承認するときは、申請者に「てるて姫」使用承認通知書(第2号様式。以下「使用承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、相模原 YEG 会長は、使用条件を付すことができる。
- 2 相模原 YEG 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に「てるて姫」 使用不承認通知書(第3号様式。以下「使用不承認通知書」という。) により通知するものとする。 またその理由については開示しない。

(使用料)

第5条 「てるて姫」の使用料は、別表1に定めるとおりとする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 「てるて姫」の使用承認を受けた者 (以下「使用者」という。) は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、相模原 YEG 会長が付した使用条件に従うこと。
 - (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 「てるて姫」使用マニュアル (以下「マニュアル」という。) に基づき、使用すること。
 - (4) 「てるて姫」のイメージを損なう使用をしないこと。
 - (5) 風雨にさらされる場合又はさらされる恐れがある場合、使用を中止すること。
 - (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

- 第7条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、再度その承認を受けなければならない。 (使用承認の取消し)
- 第8条 相模原 YEG 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を 如何なる場合にあっても即時取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 天変地異の発生、その他「てるて姫」状態により貸し出しが不適当と判断されるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、相模原 YEG 会長が不適当と認めるとき。
- 2 相模原 YEG 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、「てるて 姫」の回収を求めることができる。

(責任の制限)

- 第9条 前条の規定により「てるて姫」の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、相模原 YEG はその責めを負わない。 その損害については使用者が全額負担するものとする。
- 2 使用者が「てるて姫」の使用、管理によって、自身に対して損害又は損失を負った場合でも、相模原 YEG は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。使用者の責任においてこれを解 決する。
- 3 使用者が「てるて姫」の使用、管理によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、相模 原 YEG は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。 使用者の責任においてこれ を解決する。
- 4 使用者は「てるて姫」の使用、管理によって、相模原 YEG に相模原 YEG 及び相模原商工会議の名誉 を傷つけたと判断される場合<u>その損害について</u>、無制限に責任を負う。
- <u>5</u> 使用者は「てるて姫」の使用、管理によって、「てるて姫」を破損した場合、その補修にかかる全額 を負担する。

(宣誓)

第10条 使用者は使用承認申請書の提出をもって、この要綱の全文に同意するものとする。 (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「てるて姫」の取扱いについて必要な事項は、相模原YEG会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

相模原商工会議所青年部キャラクター着ぐるみ「てるて姫」の使用料について

使用者は、次の区分に基づいて使用料を負担する。

(1) 相模原商工会議所会員

<貸出の場合>

区分	使用料
区分 1	5,000円/1月

<出演(演者を青年部員が行う)の場合>

区分	使用料
区分 2	10,000円/1日

- ※使用料の請求は、別途請求書をもって行わせていただきます。使用日までにお支払いが確認できない場合は、使用承認済みであっても使用できない場合がございます。
- ※使用料は「てるて姫」管理維持費(クリーニング代、メンテナンス代、他)に充当させていただきます。また、出演の場合は、会場までの交通費等に充当させていただきます。